

平成 1 1 年臨時第 2 回

# 新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 1 1 年 4 月 1 3 日

閉 会 平成 1 1 年 4 月 1 3 日

新 得 町 議 会

## 第 2 回 臨 時 町 議 会 会 議 録 目 次

第 1 日 ( 1 1 . 4 . 1 3 )

○開会の宣告 .....	3
○開議の宣告 .....	3
○日程第 1 会議録署名議員の指名 .....	3
○日程第 2 会期の決定 .....	3
○諸般の報告 .....	3
○町長行政報告 .....	3
○日程第 3 報告第 3 号 専決処分の報告について .....	5
○日程第 4 議案第 3 6 号 町税条例の一部を改正する条例の制定について ...	1 2
○日程第 5 議案第 3 7 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する 条例の制定について .....	1 5
○閉会の宣告 .....	1 7

平成11年第2回  
新得町議会臨時会  
平成11年4月13日(火曜日)午後3時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告
		町長行政報告
3	報告第3号	専決処分の報告について
4	議案第36号	町税条例の一部を改正する条例の制定について
5	議案第37号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

町長行政報告

報告第3号 専決処分の報告について

議案第36号 町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員(19人)

1 番 吉 川 幸 一 君	2 番 菊 地 康 雄 君
3 番 松 尾 為 男 君	4 番 小 川 弘 志 君
5 番 武 田 武 孝 君	6 番 広 山 麗 子 君
7 番 石 本 洋 君	8 番 能 登 裕 君
9 番 川 見 久 雄 君	10 番 福 原 信 博 君
11 番 渡 邊 雅 文 君	12 番 藤 井 友 幸 君
13 番 千 葉 正 博 君	14 番 宗 像 一 君
15 番 竹 浦 隆 君	17 番 森 清 君
18 番 金 沢 静 雄 君	19 番 黒 沢 誠 君
20 番 湯 浅 亮 君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町		長	齊	藤	敏	雄	君
監	査	員	吉	岡		正	君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助		役	鈴	木	政	輝	君
収	入	役	清	水	輝	男	君
総	務	課	長	畑	中	栄	和
税	務	課	長	秋	山	秀	敏
住	民	生	活	課	長	西	浦
庶	務	係	長	武	田	芳	秋

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐	々	木	裕	二	君
書			記	桑	野	恒	雄		君

---

### 開会の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席でございます。

ただいまから、本日をもって招集されました平成11年臨時第2回の新得町議会を開会いたします。

（宣告 15時02分）

---

### 開議の宣告

議長（湯浅 亮君） ただちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（湯浅 亮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、9番、川見久雄君、10番、福原信博君を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

議長（湯浅 亮君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

---

### 諸般の報告

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

---

### 行政報告

議長（湯浅 亮君） 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、斉藤敏雄君。

〔町長 斉藤敏雄君 登壇〕

町長（斉藤敏雄君） 平成11年3月3日、第1回定例町議会以後の行政報告を行い

ます。

同じ3月3日には、大蔵省と国土庁から関係者が来町いたしまして、レディースファームスクールの取り組みについて視察をしていきました。

また3月9日には、商工会支援事業コンサルのかたが来庁いたしまして、これは先に商工会が委託をしております、新得屈足両市街商店街の活性化構想についての原案がまとまったということで概要の説明にまいりました。正式な報告書が出来上がっております、今後これらをベースとして商工会が中心となって、今後の商店街の振興策についての取り組みがなされると考えております。

3月10日には、先に町が先行取得をいたしました、もとJRの用地これは畜産試験場の再編に伴う職員住宅の建設用地であります、これを北海道に売却をいたしました。金額その他はここに記載のとおりでございます。このことによって畜産試験場側では職員住宅の建設1棟12戸の2棟分でありますので、24戸の住宅の建設を行うことになりました。景気浮揚のための前倒しといたしまして、3月中に入札を行ってこれから工事が始まる予定であります。

また、同じ日でありますけれども、ヘルシーロード建設計画の概要説明と、このヘルシーロードというのは仮称であります。これは道営の事業といたしまして、平成12年度から整備を予定をいたしております、道営の中山間地域総合整備事業によって、この旧根室本線の整備をするための考え方について、町のほうにその概要の説明がなされております。今後、着工に向けて沿線住民のかたがた等で構成いたしております検討委員会の中で、その計画の詰めを行っていくことにいたしております。

次ページにまいりまして、3月15日には新得町障害者福祉計画策定委員会の答申がなされております。これは向こう5か年の本町における身体障害者の福祉計画をどうするかというものを、4回にわたる審議を経て答申に至ったわけでありまして、町のほうではこの答申のとおり決定をいたしたところであります。

3月17日には、道の水元農政部次長が来町いたしました。これは新得畜産試験場の再編整備が進んでいるわけでありまして、その状況について説明のため来町されました。

3月23日には、レディースファームスクールの第3期生の修了式を行いました。修了生10名でありまして、このうち9名が道内に引き続き在住をして農業体験をするわけでありまして、そのうち5名が本町にとどまって、町内の農業生産法人あるいは酪農家のほうに入って、実習を続けていくことになっております。

3月の25日であります。雲海酒造北海道工場の岩永常務が来庁をいたしました。これは北海道工場、いわゆる従前の新得酒造公社であります、この拡張計画についての説明のために来庁いたしたものであります。

説明によりますと、今年の春から長期貯蔵のためのタンクを3か年計画で6基増設をしたいと、近年の状況によりますと酒類業界全体が規制緩和の方向にあるというふうなことから、現在の生産量を大幅に伸ばしていきたいと、そのための工場の増設を検討をしていると。

それから大幅増量になりますと、当然、廃液の処理量も相当程度増えてくるわけでありまして、それにつきましては、現在、産廃業者に委託をして実施をしておりますが、自社の処理プラントを造って家畜の飼料に転用をしたいと、そして増設いたします工場につきましては、観光利用というふうな面も含めて計画をしていきたいという考え方でありました。

併せてその際に醸造量が大幅に増えるわけでありますので、それに必要な水の供給についての要請を受けております。したがって、狩勝高原簡易水道の水を供給すべく、今後検討していきたいと考えているところであります。

なお、この計画に伴う計画書の提出を要請いたしておりますので、これが出しだい具体的な検討に入りたいと考えております。

同じ日でありませけれども、十勝農村ホリデーネットフォーラムが新得町で開催をされました。これは十勝管内のファームイン経営者等が集まりまして、今後の在り方あるいはネットワーク作り、そういうようなことについてのフォーラムが行われたところであります。

3月26日には、第14回世界ろうあ者冬季大会がスイスのダボスで開かれまして、本町から3名の選手が日本を代表してこれに参加をしたわけでありませますが、このうちわかふじ寮の伏見恵子さんが、この大会において回転で2位、大回転において3位という快挙を成し遂げられました。それ以外の選手は記載のとおりであります。

4ページにまいりまして、3月31日には退職職員の辞令の交付をいたしました。勸奨退職1名、定年による退職1名、普通退職1名の3名であります。

また、4月1日には役場の機構の一部見直しと、新規採用者1名を含めた人事異動の発令を行ったところであります。

同じ日でありませけれども、町営温水プールの運営設備管理業務の委託をいたしました。昨年と同じ会社でありますけれども、予定といたしましては5月1日オープン、10月末日クローズという予定であります。

また同じ日でありませけれども、町道宮下通の人道橋の工場製作工事についての入札を行いまして、落札をいたしております。

4月4日には屈足消防団が北海道消防操法訓練大会に出場するための結団式を行っております。これは十勝管内23消防団を代表して、7月の22日に江別で開催される操法大会に、ポンプ操法の部で9名の隊員がこれに参加をいたす予定であります。

4月6日には、小中学校の転入教職員の辞令交付が行われました。今回は校長2名、教頭2名を含む15名の転入教職員であります。

4月6日には、レディースファームスクールの第4期生の入校式を実施いたしました。これは12名の研修生でありまして、全員が道外からの研修者であります。

4月8日には、新得高等学校の入学式が行われまして、最終的には78名の新入生となりました。

4月12日にまいりまして、この日は観光協会総会並びに仮称ではありませけれども、'99花フェスタの実行委員会を開催いたしました。これは51回目になります新得神社山の桜まつり、それに連動させまして第1回の狩勝高原の梅園まつりを、ある程度ロングランでこのフェスタを開催をしたいということが決まりまして、日程等につきましては別途実行委員会の中で具体的に決めていくことになっております。

以上であります。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

の規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたのでお手もとに配布したとおりであります。

この報告に対し質疑はございませんか。18番、金沢静雄君。

18番（金沢静雄君） 私はこの種の損害賠償が1年に何回も出てきます。そのつど、同じようなことを聞くのでございます。今回もはからずもこういう問題が出ましたんで、2、3お尋ねしたいと思っております。

ここにありますところの、損害賠償の額が59万4千100円ということですがけれども、いわゆる過失割合というものがどういう割合になっているのかということが一つ。

それから次がですね、毎回、私指摘するんでございますけれども、損害賠償の相手方がここにこうやって載ってございますけれども、加害者、加害者って言うていいのかどうか知りませんが、加害者の氏名も当然表に出すべきであると。そのことが交通事故防止に即つながらるかどうかはともかくといたしまして、毎回加害者というものが伏せられておるんでございますが、これはやはり職員に対する自粛自戒の意味と、一つはやはりこういう交通事故を起こしたことに対する一つの懲罰、懲罰といったら語弊がありますけれども、そういうような意味で加害者もここに載せるべきだと、私はかねがね言っているわけでございますが、その点はいかがなものか。

それから、事故の概要を見まするといって、これは新内の私にすればあそこだなとすぐ分かるんでございますが、1月の27日ですから、冬の真っ盛りに対向車線で車を見つけたと。しかも、これ全くの冬道でございますから、ブレーキをかけたが間に合わずなんていうのは、運転者の常識としてとんでもない話なんですよ。当然こういう雪道では、スピードはダウンしなくては、ダウンして走らなくてはなりませんし、相手対向車の車を見たのでアイスバーンで間に合わず、センターラインをオーバーして相手車両にぶつかったというんですけれども、冬道のこういうアイスバーンのところでブレーキをかけるなんていうのは、そもそもの運転者としての資質を問われるとこういうようなことから、当然、私は名前も公表すべきではないのか。

それからもう一つはですね、これは毎年何件かあるわけですがけれども、こういう場合のいろいろなその審査と申しましょかな、そういうことがなされているのかどうか、それによって情状酌量ということもありましょし、名前を公表してもしかるべきでないかなと、こう思うんでございますが、以上4つばかりについてお答えいただきたいと思う。

（「関連」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 1番、吉川幸一君。

1番（吉川幸一君） 私は、もう金沢議員の言っていることがもっともだと思っております。事故は同じ人が2回3回ってやる可能性がございますので、これは名前を載っけるべきだと、これはもう全くそのとおり。

それから59万4千100円、人身事故になっているのかなっていないのか。

それからこういう事故の場合は、行政はただ保険を払えばですね、それで済みだっというふうな感覚なのかどうか、ここら辺も、今の金沢議員の質問とともに答えてもらいたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

まず初めに、この種の事故につきましては私どももまことに遺憾に思っておりますし、



深くおわびを申し上げたいというふうに思っております。

1点目の過失割合の件ですが、過失割合につきましては10対0で全面的に町のほうが悪いということになっております。なお人身事故につきましてはございません。損害賠償額が59万4千円とかなり金額が大きいわけですが、町のほうの車は埋立処分場に破砕ごみを運ぶ2トンダンプでありまして、相手方の運転席のドアにぶつかりまして後部までこすったというか、そんな関係上、右側全体を破損させたためにこのような金額になっております。

それから、加害者の氏名の関係ですが、この件につきましては以前よりお答え申し上げていると思っておりますが、加害者につきましてはあくまでも新得町、いわゆる町長といいますか新得町という組織ということで、従来どおり記載してないわけですが、それぞれの職員が職務中に従事する中の事故ということで、加害者として個人の名前を表現するのは適当でないというふうに考えております。

それから圧雪アイスバーン、当然そういう道路でスピードを出し過ぎていたということなんですが、本人の感覚では止まれるっていうかカーブを曲がれるんでないかということで、恐らく走っていたと思うんですが、その辺については非常に判断の甘さがあったんじゃないかというふうに考えております。

それから本人も当然自戒意識というか持っております、その辺につきましてはじゅうぶん反省をしている状況であります。

それから内部審査につきましては、事故の処分を決定するにあたりましては内部審査委員会を開きまして、今回につきましては嚴重注意処分ということで処分をいたしておりますので、ご了解をいただきたいというふうに思っております。

議長（湯浅 亮君） 18番、金沢静雄君。

18番（金沢静雄君） これは人身事故がないから、物的損害だけでしょうからなんですけれども、この事故を起こしたときのですね被害者と加害者がいますね、その場合の判定というかこれは保険会社がやるのか、あるいは警察の事故証明というものが必要なかとも思いますけれども、その場合の加害者と被害者というのはいったいだれになっているのか。例えばこれ被害者はこれ分かりますよ。その場合の加害者がだれになっているのか、まさか新得町ということにはなっているわけではないはずなんで、どこのだれべえという加害者のなっていると思うんですよ。その事故調査証明が当然必要ですからね、保険会社の請求やなんか、その場合のいったい加害者氏名というのはいったいどなたになっているのか。

それから個人のプライバシーということで、加害者の氏名を出すのは従来の慣例からいってしてないということだが、この損害賠償の相手方のいったいプライバシーというのはいったいどういうことになるのか。被害を受けたものだけが公開されて、加害者のほうはですね伏せられているということについてはですね、いったいこの「とうない」さんって言うんですかな「ふじうち」って言うんでしょうか、この人に関するいったいプライバシーって、いったいどういうふうに考えているのか。

以上2つお尋ねいたします。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

事故の請求の関係ですが、まず過失割合につきましては、双方の保険会社どうしの話し合いで過失割合を決定いたすというふうになっております。

それから町のほうの加害者ですが、請求はあくまでも新得町長で請求をいたします。そして運転者だれだれということで請求をいたしております。

それから被害者の名前、相手方の名前を載せてあるわけですが、プライバシーの関係ですが、この様式につきましては、1から4につきましては実例で示されている様式を使っておりまして、5につきましては事故の概要が分かるようにということで、たしか前回からだったからと思うんですが記載しているわけですが、相手方の名前が分からないというかプライバシーの件もあるわけですが、分からないというわけには報告する場合いかならないと思いますので、このようなことで載せてますのでご了解をいただきたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 1番、吉川幸一君。

1番（吉川幸一君） 今の課長の答弁の中で、私自動車保険扱っているもんでございますんで間違っている点がございます。保険会社どうして言いますけれども、事故が100対0の場合は相手の保険会社と町が対応するようになっていて、自分の保険会社は関係ない。これは保険会社どうしてという答弁は私は間違えている。過失割合がついて初めて保険会社どうしてであって、こちらの一方的な事故で保険会社どうしてという感覚は間違えていると思います。

それから、この言葉どおりとしましたら、右側のドアから後ろまでこすって59万円払い過ぎ。いろいろな事故を扱っておりますけれども、この右側をです、こすったぐらいで59万円なんていう認識、さきほども保険で払えば終わりだなんていう感覚どうですかって言ったら答えがなかったけれども、この金額は私は払い過ぎだと思う。払い過ぎの中には相手に責められたから、私はこの59万円というのは余分な金も払ったのではないかなと。これは私の想像ですから、間違っていたら、間違っていることもございますけれども。

だからこういうふうな一方的な事故の場合は、さきほど金沢議員が言われたように、私は名前公表するのはプライバシーで適当でないってというのは、行政のものの考え方している。行政のものの考え方では適当ではないかも知れんけれども、町民の人がたは公表するのはあたりまえだと、このように思っている人もたくさんいるの。

140人、車何台あるか分かりませんが、140人の町職員の中で年間にこのように数多く事故を起こすっていうのは、なんぼ嚴重注意でも多すぎる。私はそのように思っております。この事故はいろいろな要素があって、しかたのないもらい事故もあるけれども100、0の場合は載つけるべきだ、そのように思ってます。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

事故処理の関係ですけれども、町の事故が起きた場合には町の保険の加入先であります、北海道町村会の保険に加入しているわけですが、北海道町村会は事故処理をドライバー協会というところに委託をしております、今回の事故につきましてもドライバー協会と相手側の保険との話し合いで決定をいたしております。

金額につきましては、さきほど申し上げましたが、相手方の藤内さんというかたの車は、ワンボックスの車でワゴン車ですね、でありまして、うちのほうが2トンのダンプでありましたもんですから、それでかなりこすったというかかなり側面をへこませたというかそんな事故であります。査定につきましてもドライバー協会のほうで査定をいたしておりますので、絶対正しい金額というか、妥当な金額であるというふうな判

断をしております。

それから保険金で支払いがされるので、いいって言うふうに判断しているのかっていうご質問でございましたが、町といたしましても冒頭申し上げましたように、まことに遺憾に思っておりますし、従来から交通3悪の場合の違反者の取扱基準というのを町で定めていたわけですが、4月1日からはそれを改正いたしまして、交通法規違反交通事故者の処分基準ということで、新たな基準を作っております。

今回の基準は法規違反・死傷事故・物損事故・自損事故それから措置義務違反と、その辺を網羅した新たな基準を作りまして点数によって採点して処分をしていくと、言ってみれば町としても厳しい対応をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいなというふうに思っております。

それから氏名の公表につきましては、さきほども申し上げましたが、あくまでも加害者っていうのは新得町というふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（湯浅 亮君） 1番、吉川幸一君。

1番（吉川幸一君） これ、この車59万4千100円払える金額だから払ったんだと思いますけれども、相手の車がですね平成2年度ぐらいの車になりますと価値観がなくなって、その車の価値観が10万円程度のもので、その59万円の物損事故を起こした場合は町はどういう交通事故処理をしているのか。民間ではですね、相手の車に価値観がなければ個人で金を出せっていうようなかたちで、加害者被害者で相当もめます。ですから町の感覚といたしまして、これは仮に平成何年車で、何年の車だってここには書いてございませんから、59万円の価値観のあった車だと思うんですよ。でも、平成2年以前古い車ですと、だいたい車の価値観というのは10万円か20万円でございます。そのときに、これだけの事故を起こした場合に、保険会社はそれで払いをストップします。そういう場合は町の対応はどうしているんですか。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

価値のない車につきましてはですね、保険はそこまでしか保険の対象になりません。以前にもそういう事故が実はあったわけですが、その場合につきましてはあくまでもその価値の分しか保険が出ませんので、町としても価値のないもの以上に損害賠償する義務は負いませんのでそこまでは支出しません。

それにつきましては、仮に相手方と話し合いがつかない場合ですね、仮にですねつかない場合は、仮に裁判になったとしましても町のほうが勝てるというふうに思っていますので、価値のない場合につきましては、その価値のない範囲内の支出ということになると思います。

議長（湯浅 亮君） 18番、金沢静雄君。

18番（金沢静雄君） 参考のためにお尋ねいたしますが、1年に何件あるか私もちよっと覚えておりませんが、1年に平成10年でもいいですね、平成10年度中に何件か事故があって損害賠償をしていると思うんですよ、その年間の総額とね、町が払っているこの保険金の額と比較したらいったいどういうことになりますか。もらい分になりますか、払い分になりますか、その辺の関係はいかがですか。

それからだねもう一つ、これも仮定の話になって恐縮なんだけれども、4月1日以降その事故の審査基準だかなんかを変える、変えたと言いましたね。これ仮定で恐縮なん

ですけれども、もしもそれを適用したとしたら、いったいこれはどういうことになりますか。

もう一つはですね、この当然そこにはですね制裁という意味も多分にありますしね、それからそれによって職員にも気持ちのうえで、やっぱり事故を起こしたらその事故の状況によっては負担せねばならんだよということがね、現実にきちっと分かるっていうと、例えばこんな冬道でね急ブレーキをかけて事故になったなんていうことは、全く運転者としては失格なわけですからね、それでそういう過失割合だとかこの審査によってですね、例えば過失割合がこれは10対0ですから、100パーセントこっちが悪いわけですね。後、場合によっては3対7のこともあるだろうし、2対8のこともあるでしょうから、そういうときはその割合によって、やっぱり例えば、これは50万円だから60万円ですから、これはなにも金をとってそれで町の掛金の穴埋めするっていう意味ではなくて、自粛自戒をさせる意味ですから、やっぱり例えば過失割合によっては3パーセント個人で負担しなさいよとかね、あるいは10パーセント負担しなさいよというものがあったって、当然だと思うんだけど、今4月以降に改正して、いったいそういうようなものが含まれているのかどうかっていうことも、あわせてお知らせいただきたい。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

平成10年度の交通事故の件数であります但し2件だと、この事件含めて2件だと思います。ただ1件専決処分してない事故がありますので、合計で3件になろうかなと思います。ご質問にありました年間の保険金等支払い額ですね、それにつきましてはちょっと手もとに資料がございませんので、後ほどお答えしたいというふうに思っております。

それから新基準を適用した場合はどうなるのかというご質問ですが、さきほど申し上げましたように、新基準は点数制によりまして処分を決定すると、8点以上になりますと3か月延伸という、一番重い20点以上になりますと停職6か月、延伸12か月というような処分になっております。今回の物損事故につきましては、50万円以上は4点ということになっておりますので、この新基準によりまして今度は訓告ということになります。

それから本人の負担というか関係ですが、求償権の問題になろうかなと思うんですが、求償権につきましては故意又は重大な過失がなければ無理だというふうに思っております。例えば無免許運転とか、酒酔い運転などがこれにあたるというふうに実例では載っております。したがって、今回の取扱基準の中では求償権のことに關しては触れておりません。ご理解のほどよろしく申し上げます。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） さきほどからですね、よくプライバシーの問題で言われてますが、この事故はですねいちおう10対0、町が全面的に悪い。個人の名前を出さないということですよ。これが仮にですよ6対4の場合、過失割合が町が6、相手側4という場合はですね、相手は4悪いわけですよ、4悪い。4悪い場合に名前を出すと相手にプライバシー、0の場合だからこうなる。4の場合だって、相手のプライバシーを、なんか相手もなんか過失があるから4の過失があるわけですよ。そういう場合にですね、載せないという論理になるわけですよ、載せないという。相手の過失をですね、過失を

したことをプライバシーのことがあるから、町は自分の場合は出さない。

しかし、相手の過失もある場合もあるんでしょ、そのとき過失割合がきつ抗した場合にですね、相手側も当然こういう書式であれば載せるわけですよ。これは載せるのであれば、当然事故を起こした側も載せるべきだし、もし、いやそれはプライバシーがあるんだっていうなら、相手側もほんとうは載せれないんですね、相手側のこと考えてあげれば、相手側だって4の過失をしている場合だってあるわけですよ。そういう場合はどう判断する。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

プライバシーの関係でさきほどご答弁申し上げましたが、あくまでも相手方のプライバシーの関係でご答弁申し上げたものでありまして、相手側のプライバシーそれは確かにあるのかも知れませんが、専決処分するのにあたって相手方の氏名を載せないわけにいきませんので、決められた様式と申しますか、それによって載せております。

ただ、町のほうにつきましてはプライバシーどうこうと言うよりは、あくまでも加害者は新得町という組織というふうに判断しておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（湯浅 亮君） 2番、菊地康雄君。

2番（菊地康雄君） 今までの話を聞いておりますと、確かに行政としての立場はよく分かります。ただ、私たちは町民としての立場にたって皆さんにお話しを申し述べるわけですし、特に公務員としての自覚に欠ける部分が、なかなか声の大きさというのが小さくならないのが現実であります。昨日も聞いてまいりました。

そういう中で一つひとつ改善していただきたいなと思うことは、今後、徐々にまたお話しをして改善をお願いしていくことになると思うんですけども、今回もその一つといたしましてですね、今までの例から見ると1番から5番、この5番というのは新しく付け加えていただいた部分ですけども、今後の対応についてはですね、これにぜひ付け足していただきたいと思うわけです、過失の割合。

それから特に、個人的なことで名前を載せれということではありませんので、あくまでも公務中のことについてはですね、相手の名前が載っている以上、こちらのほうの名前も確かに保険の都合上新得町が保険者であっても、実際の運転者はだれということ載せるのが筋でもあるし、町民に対する公務員としての姿勢を見せる一番いいことになると思います。新たな対応をお願いしたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 助役、鈴木政輝君。

助役（鈴木政輝君） お答えをしたいと思います。

今回、損害賠償の額の決定について専決処分をしたわけですが、この損害の賠償そのものにつきまして、町が相手に与えた損害を賠償する行為を議会の中で議決をいただくということが、最終的にはこの交通事故の場合は、町長に専決処分の委任を受けて実施しているところでございます。今回この議案の報告の事項の1から4番について、あくまでも地方自治法の規定の中で、町が議会に報告する項目が4項目であります。前回の議会の中でもいろいろご質問がございまして、事故の概要を記載したということでございます。

今ご質問がございました過失の割合についてはですね、きちっと明確にしていきたいと。ただ職員の氏名につきましては、金沢議員さんもお質問ございましたが、町が相手

に与えた損害の額を賠償する行為であって、職員が賠償する行為ではないわけでありませぬ。ただ重過失の場合については、いちおう町が相手に払いますけれども、町が職員に求償権を發動することができます。ただこれはあくまでも重過失の場合であって、しょっちゅうあるというわけではありません。

今回こういった物損事故、人身事故も含めてですが、職員に少し引き締めをするっていうこともあって、昨年から処分の内容について組合との交渉を重ねてまいりました。最終的に4月1日からは、さきほど総務課長が話した内容のとおり、今後事故が起きた場合については、物損も含めて処分の対象にしていきたいとこう考えております。

結果として、今後職員が交通事故を起こさないように、なんとか襟を正して進めていきたいなと、こう考えております。

職員氏名につきましてはいろいろご質問ございました。他町村の例もいちおう参考にしていきたいと思いますが、今のところはこういった例はあまりありませんので、道あたりでも照会もしながらですね、載せなければならぬ場合はきちんと載せていきますし、行き過ぎということになりますと、あくまでもこういった内容で1番から5番、プラス過失割合も含めてですね、報告をさせていただきたいなとこう考えております。

ご理解をいただきたいと思います。

議長（湯浅 亮君） これをもって報告第3号を終結いたします。

---

日程第4 議案第36号 町税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第4、議案第36号、町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。税務課長、秋山秀敏君。

[税務課長 秋山秀敏君 登壇]

税務課長（秋山秀敏君） 議案第36号、町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

5枚目裏をお開きいただきたいと思います。

提案理由でございますが、今回の改正は平成11年3月31日に地方税法の一部改正がなされ、国の政策により恒久減税が盛り込まれましたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容についてご説明申し上げます。

1番の第19条第4号の改正は、地方税法の改正により特別土地保有税の災害による納税義務の免除期間が5年を超えない期間と定められたことによりまして、納期限後に納付した場合の延滞金の条文を整理するものでございます。

次に5番の第57条の改正は、地方税法の改正により社会福祉事業等に係る固定資産の非課税措置が見直され公益質屋が除外されたほか、非課税の対象となる経営主体が具体的に記載されましたので、関連する町税条例の条文を整理するものでございます。

次に8番の第77条の改正は、固定資産評価審査委員会への審査申出事項を固定資産課税台帳に登録された事項から、固定資産課税台帳に登録された価格に改めるものであります。価格以外に関する不服については行政不服審査法による不服申立の対象事項となります。

次に9番の第79条の削除につきましては、固定資産評価審査委員会の会議の期間の

特例を廃止し、会議の開催時期を限定せずに必要ながあれば開けるようにするものであります。

次に10番の第90条の改正は、単身で生活をする身体障害者等の通院などの日常生活のために、身体障害者等を常時介護する人が運転する車の軽自動車税につきましては非課税となっておりましたが、2人以上の世帯であっても身体障害者等のみで構成される世帯を常時介護するために運転する車であれば、非課税の適用をしようとするものであります。

次に13番の附則第3条の2の追加は、当分の間の措置としまして前年の11月末日現在の商業手形の基準割引率、通常の公定歩合ですけれども、この率に4パーセントを加算した割合が、年7.3パーセントに満たない場合にはその年内の納期限後1か月までの延滞金の率は、公定歩合に年4パーセント加算した割合とするものであります。なおこの規定は平成12年1月1日から施行するものであります。

次に14番の附則第4条第1項の改正は、法人町民税の納期限の延長が認められて、延滞金の特例の適用を受けた法人については、前記、附則第3条の2の延滞金の割合の特例を適用しないものであります。

次に15番の附則第5条第1項の改正は、個人町民税所得割の非課税判定の計算の基礎となる加算額を、30万円から31万円に1万円引き上げるものであります。これによりまして、夫婦子ども2人の場合の非課税額は所得で171万円、給与収入では270万4千円未満となります。

次に16番の附則第5条の2から第5条の3までの削除につきまして、平成10年分の個人町民税の特別減税に関する特例条項の削除でございます。

次に18番の附則第6条の2の追加につきましては、平成11年1月1日から平成12年12月31日までの間に、所有期間が5年を超える居住用の家屋又は土地を売って、別の居住用の家屋又は土地を取得した場合において、譲渡損失の金額があるときには一定の要件の下で、その譲渡損失の金額をその年の翌々年度以後3年度分の総所得金額等から控除するものであります。

次に19番の附則第7条第2項の改正につきましては、配当控除の対象外となる配当所得を租税特別措置法第8条の2に規定する証券投資信託の収益の分配に係る配当、又は第8条の3第1項に規定する公募国外証券信託の配当に限るとするものでございます。

それから20番の附則第15条の改正につきましては、特別土地保有税の免税点の適用にあたって用いられる基準面積の算定についての読替規定の条文整理でございます。

次に21番の附則第16の2の改正につきましては、恒久減税に伴う国からの財源補てんとしまして、平成11年5月1日からたばこ税の税率を千本につき2千434円を2千668円に234円引き上げ、旧3級品につきましては千本につき1千155円を1千266円へと111円引き上げるものでございます。

次に22番の附則第16条の4、第3項の第5号の改正につきましては、土地の譲渡等に係る事業所得についても、平成11年度以後の町民税の恒久減税の対象とするものでございます。

次に23番の附則第17条の改正につきましては、長期譲渡所得に係る個人町民税適用税率を改正するもので、現行では特別控除後の課税長期所得金額は6,000万円以下の部分は4パーセント、6,000万円を超える部分は5.5パーセントの税率となっておりますが、改正ではすべて4パーセントに改めるものであります。なお、この規

定は平成12年度課税分から適用するものでございます。

次に24番の附則第17条の2第1項の改正、及び25番の附則第17条の3、第1項の改正につきましては、23番でご説明いたしましたとおり附則第17条の改正に伴う条文の整理をするものでございます。

次に26番の附則第19条の第2項第5号の改正は、株式等に係る譲渡所得等に係る個人町民税の課税にあたりまして、附則第5条の2の平成10年度分個人町民税の特別減税の特例条項を削除し、附則第21条の平成11年度分以後の個人町民税の負担軽減の特例条項を適用しようとするものでございます。

次に27番の附則第21条の追加につきましては、地方税法の改正によりまして、平成11年度分以後の個人町民税の負担軽減の特例を設けるものでございます。としまして、満16歳から22歳までの特定扶養親族の扶養控除を2万円引き上げまして、45万円とするものでございます。これにつきましては平成12年度分から適用するものでございます。

としまして、個人町民税の最高税率でございますけれども、現行課税所得700万円を超える金額が12パーセントとなっておりますが、これを10パーセントに引き下げるものでございます。

次に としまして、個人町民税所得割の定率減税の実施でございますけれども、所得割の額から15パーセント相当額を減税するものでございます。金額は町道民税合わせまして4万円が限度となっております。

なお今回の町税条例の改正によりまして、平成11年度分の町税は町民税が約3,200万円の減税になります。また、たばこ税が390万円ほど増額になる見込みとなっております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用するものでございます。なお条例本文の説明は、省略をさせていただきたいと思っております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

[ 税務課長 秋山 秀敏 君 降壇 ]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。8番、能登 裕君。

8番(能登 裕君) いちおう、たばこ税を除いて減税ということになりますけれども、これこの減税分は交付税でいちおう算入されるってことにはなっているんですが、これはいくら新得に対して、新聞にも少しは出ていたんですが、いくら交付税として算入されるのか。

議長(湯浅 亮君) 助役、鈴木政輝君。

助役(鈴木政輝君) お答えをしたいと思います。

平成11年度の予算で申し上げますと、税額が3,200万円減税になります。その分まず1点は、減税補てん債で当初予算で970万円みております。それと新たに制度的に出来上がりましたのは、地方特例交付金というのがあります。これで当初予算500万円みております。それから、たばこ税でさきほど申しました、393万4千円計上しております。

この合計しますと、3,237万1千円にはならないんですが、これからルールが正式に決まりますから、その段階で地方特例交付金の当初500万円ってみた数字が、恐らく上がってきます。結果として、全額、国が補てんするということになります。9月



ころの補正予算で補正額を提示していきたいと、こう考えております。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第37号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する  
条例の制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第5、議案第37号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。税務課長、秋山秀敏君。

[ 税務課長 秋山 秀敏君 登壇 ]

税務課長（秋山秀敏君） 議案第37号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

3枚目をお開きいただきたいと思います。

提案理由でございますが、平成11年3月31日に地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、国から固定資産評価審査委員会条例の準則が示されましたので、これに沿いまして本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容についてご説明申し上げます。

1番の第1条の改正につきましては、地方税法の改正によりまして適用条文を第431条から第436条に改めるなどの条文の整理をはかるものでございます。

2番の第2条の改正につきましては、委員長の職務の規定を委員会の運営を掌るからその職務を行うに改め、このほか字句の整理を行うものでございます。

3番の第3条の改正につきましては、書記の人数を2人とし、書記の選任を委員長が委嘱するから委員長が任命するに変えたほか、字句の整理を行うものでございます。

5番の第5条の改正につきましては、審査申出書を受理した場合は町長に通知することとしたほか、審査申出書を却下した場合のみ審査申出人に通知するものでございます。

次に第6番目の第6条の改正につきましては、町長からの答弁書を弁明書に改め、委員会への提出部数を2通とするほか、審査申出人からの弁ばく書を反論書に改め、委員会が定めた期間内に提出できることとするものでございます。これは行政不服審査法で使われている名称に統一をするものでございます。

7番の第13条の改正につきましては、条文の整理を行いましてこの条を第14条とするものでございます。

次に8番の第12条の改正につきましては、地方税法の改正によりまして第433条

第3項を第433条第7項に改め、条文の整理行いましてこの条例を第13条とするものでございます。

次に9番の第11条の改正につきましては、この条を1条ずらしまして第12条とするものでございます。

次に10番の第10条の改正につきましては、審査の決定書は申出人は正本を、町長には副本を交付することとし、見出しを決定書の作成に改めまして、この条を第12条とするものでございます。

次に11番の第9条の改正につきましては、字句の整理を行いまして、この条を第10条とするものでございます。

次に12番の第8条の改正につきましては、実地調査の際には書記が調書を作成することとしたほか、字句の整理行いまして、この条を第9条とするものでございます。

次に13番の第7条の改正につきましては、口頭審理の際の指揮を委員会が指定する審査長が行うこととするほか、口述書の提出者の職業欄の削除をするなど、字句の整理を行いまして、この条を第8条とするものでございます。

次に14番の第7条の創設につきましては、委員会が審査申出人に口頭で意見を述べる機会を与える場合につきましては、その日時及び場所を審査申出人に通知するとともに、書記は意見陳述の際に調書を作成し、調書には意見聴取した委員と書記が署名押印するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成12年1月1日から施行するものでございます。なお、条例本文の説明は、省略をさせていただきたいと思えます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

[ 税務課長 秋山 秀敏 君 降壇 ]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。  
（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。  
本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。  
よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

議長（湯浅 亮君） さきほど金沢議員の質問に答弁もれがございますので、答弁の申し出があります。

答弁をさせていただきます。総務課長、畑中栄和君。

総務課長（畑中栄和君） さきほど金沢議員の質問に対しまして、答弁もれがありましたのでお答えいたします。

平成10年度、今回の件含めまして2件の専決処分をしたわけですが、保険金につきましては71万5千円であります。

それから、保険料掛金でございますが平成10年度327万1千円の掛金を支払っております。以上です。

---

### 閉会の宣告

議長（湯浅 亮君） これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

閉会に先立って一言お礼とごあいさつをさせていただきますが、本日の臨時第2回、この議会をもってこの任期の最終議会となろうと思います。4月30日まで任期があるわけではありますが、そういう日程で終わらせていただくわけではありますが、この間たいへん議員各位は無論でありますけれども、理事者をはじめ管理職の皆さんがたの寛大なご協力で、大過のない4年議長を務めさせていただきました。心から厚くお礼申し上げますと同時にですね、今期を最後にしてご勇退をされる金沢、森大先輩におかれましてはですね、たいへん私どもご指導いただきまして、この議会運営にご貢献いただきましたことに、心から厚くお礼申し上げますと同時に、3名の加えて5名のかたがご勇退されるわけではありますが、今後もさらなる議会運営また町づくりをご協力ご支援賜りますことと、最後に残されます私ども再選目指す皆さんがたもですね、皆さんたいへんなご苦労されると思いますが、ご健闘されて再度ここにご登壇いただくことを心からご祈念申し上げ、お礼とさせていただきます。

よって、これで平成11年臨時第2回新得町議会を閉会させていただきます。

（宣告 16時11分）

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員